

関連当事者開示が必要となる企業年金との取引について

関連当事者となる「従業員のための企業年金」の定義（基準案第5項(3)）

従業員のための企業年金(会社又は基金が個別の運用を指図することにより投資を行う企業年金及び会社と借入等の取引を行う企業年金に限る。)

企業年金との取引が開示の対象となるのは、以下の限定的なケースに限られる（基準案第22項）（ ）。

基金型の確定給付企業年金（又は厚生年金基金）を有しているとき

借入取引を行っている場合は、借入取引を開示。  
自家運用をしている場合は、債券等の運用を会社と直接行っている場合のみ当該取引を開示。

退職給付信託を設定しているとき

会社と直接入替え等の取引を行っている場合は、当該取引を開示。

海外の子会社が海外独自の制度に基づく企業年金を有しているとき

拠出以外に会社との取引がある場合は、当該取引を開示。

（ ）確定拠出型の年金は、従業員が運営管理機関に運用の指図を行い、企業が掛金を拠出した資産管理機関が運営管理機関から伝えられた指図に基づき、金融機関と資産の売買を行うため、開示の対象外となる。

規約型の確定給付企業年金、適格年金についても、個別指図、自家運用ができないため、開示対象外となる。